

1 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

次表に示す都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画事業として実施します。

【表 改修事業一覧（令和7年2月27日愛知県同意）】

施行者の 名称	都市計画 事業の 種類及び 名称	事業地	改修事業 の概要	事業施行期間		新たな 土地の 収用又は使用	備考
				自	至		
春日井市	尾張都市計画 公園事業 5・5・1号 落合公園	春日井市 東野町 字落合池 及び 上二本木 並びに 東山町 字平橋 地内	事業認可に係る 区域の面積 A=5.5ha 遊具広場整備 N=1箇所 噴水整備 N=2基 せせらぎ整備 N=1箇所 駐車場整備 A=19000m ² トイレ更新 N=2基 多目的広場整備 N=1箇所 大屋根設置 N=1基 園路整備 L=190m 休憩所設置 N=2基 フォリー改修 N=1基	事業認可 の告示日	令和11年 3月31日	該当 しない	新規

【図 改修事業対象箇所】

